運　営　規　程

一般社団法人横浜市都筑区医師会　都筑区医師会ヘルパーステーション運営規程

（指定障害福祉サービス事業）

（事業の目的）

第１条　一般社団法人横浜市都筑区医師会が開設する都筑区医師会ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする

（運営の方針）

第２条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　：　都筑区医師会ヘルパーステーション

２　所在地　：　横浜市都筑区牛久保西１－２０－２１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

２　サービス提供責任者　１名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

３　従業者　　３名以上

従業者は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

４　事務職員　１名　（常勤職員　１名、非常勤職員　０名）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

１　営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日より 1 月 3 日まで）は除く。

２　営業時間：午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする。
　　サービス提供時間：　0 時から 24 時とする。（月曜日～日曜日）
３　上記の営業時間以外は、留守番電話の対応とする。
４　年間の営業休日：日曜、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
（主たる対象者）
第６条　事業所は、主たる対象者は特定しない。
（事業の内容）
第７条　この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。
１　居宅介護計画の作成
２　身体介護に関する内容
　①　食事の介護
　②　排泄の介護
　③　入浴･身体の保清の介護
　④　移乗・移動の介護
　⑤　その他日常生活を営むために必要な身体の介護
３　家事援助等に関する内容
　①　調理
　②　洗濯
　③　掃除
　④　その他日常生活を営むために必要な家事の援助
４　通院等に関する内容
　病院等へ通院する場合、公的手続き及び相談のために官公署を訪れる場合や相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合等の介助
５ 生活等に関する相談及び助言
（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）
第８条　事業所は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。(別紙利用料金表)
２　事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
３　事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、サービスに要した交通費の実費を徴収するものとする。
　①　　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は徴収しない。
　②　　通院等の介助に要した公共交通機関等の交通費の実費の支払いは、その都度利用者から徴収するものとする。片道の場合は、事業所と目的地間に要する公共交通機関等の交通費の実費を徴収する。尚、ホームヘルパーが交通費を立替える場合は利用料とともに立て替えた金額を徴収するものとする。
　③　　買物、薬とり等に要した交通費の実費の支払を利用者から徴収するものとする。
・　公共交通機関利用の場合は交通費の実費を徴収する。
・　車使用の場合は、利用者宅から、片道３ｋｍまで　<u>４００円</u>
　　利用者宅から、片道３ｋｍ以上　<u>その都度相談の上決定した金額</u>
４　事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決

定障害者等に対し交付するものとする。
５　事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
１　横浜市都筑区全域
２　横浜市青葉区の一部：荏田町、荏田西、新石川、市が尾町（国道 246 号を挟み、都筑区寄りの地域）
３　横浜市港北区の一部：高田西、高田町
４　川崎市宮前区の一部：有馬、東有馬
（賠償責任）
第１０条　本事業所では、賠償責任保険に加入しており、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を賠償する。但し、事業所の故意又は過失によらない場合にはこの限りではない。
（事故発生時等における対応方法）
第１１条　指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、利用者家族、関係機関等に連絡し、必要な措置を講ずる。また、市町村へすみやかに事故報告する。
（緊急時における対応）
第１２条　事業所の従業者は、指定居宅介護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。
（苦情解決）
第１３条　事業所は、提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置し、苦情相談体制を構築する。
２　事業所は、提供した指定居宅介護に関し、法の定めるところにより、県市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して県市町村が行う調査に協力するとともに、県市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。
（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
（１）　虐待防止に関する責任者（管理者）の選定及び設置
（２）　成年後見制度の利用支援
（３）　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（４）　虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
（身体拘束等の禁止）
第１５条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症対策に関する事項）

第１６条　事業者は事業所において感染症の発生及びまん延しないように次の措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定に関する事項）

第１７条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　新任研修　　就職一年未満

②　現任研修　　就職一年以上５年未満

③　訪問介護に必要な研修：個人情報、プライバシー保護、倫理規定、ハラスメント防止等研修

２　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。

３　事業所は、指定居宅介護の提供に関する記録を整備し保管する

４　あらかじめご利用者の同意を得た場合は、他事業者との連絡調整その他必要な場合に、個人情報を利用できるものとする。

５　事業所は、これから地域で活躍する介護や看護の専門職の質の向上と人材確保のため、積極的に学生実習を受け入れており、その際にご利用者及びご家族の個人情報を利用することがある。

６　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

７　事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存しなければならない。

８　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一般社団法人横浜市都筑区医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　この規程は、平成７年１２月１日から施行する。
附則　平成　９年　１月　４日一部改正
附則　平成１２年　４月　１日一部改正
附則　平成１３年１０月　１日一部改正
附則　平成１４年１０月　１日一部改正
附則　平成１６年　６月　１日一部改正
附則　平成１８年１０月　１日一部改正
附則　平成２０年　９月１２日一部改正
附則　平成２２年　２月　１日一部改正（サービス提供時間午前５時から午前１時までを午前８時から午後１１時までに変更）
附則　平成２３年　８月　１日一部改正（訪問介護人員変更）
附則　平成２４年　７月　１日一部改正（訪問介護人員変更）
附則　平成２５年　１月１９日一部改正（訪問介護人員変更）
附則　平成２５年　４月　１日一部改正（事業所名変更）
附則　平成２５年　６月　１日一部改正　第４条の３（従業者人員変更）
第５条の３（営業時間以外は留守番電話の対応）
第７条の３（サービスに要した交通費の徴収）
附則　平成２６年　４月　７日一部改正　第４条の３（従業者人員変更）
第５条の２（サービス提供時間の変更）
附則　平成２７年　１２月　１日一部改正（通常の事業の実施地域　青葉区市が尾町の一部を追加）
附則　平成２８年　　４月　１日一部改正（事業所所在地変更、サービス提供責任者変更）
附則　平成２８年　１０月　１日一部改正（サービス提供責任者減員）
附則　平成２８年　１１月　１日一部改正（サービス提供責任者減員）
附則　令和　元年　　７月２６日一部改正（第９条追記）
附則　令和　４年　　１月　７日一部改正（第４条サービス提供責任者員数、従業者員数）
附則　令和　４年　　２月　１日一部改正（第６条主たる対象者、１３条虐待の防止のための措置に関する事項追記）
附則　令和　４年　１２月２０日一部改正（第１５条身体拘束等の禁止追記）
附則　令和　５年　５月１日１部改正（指定重度訪問介護廃止のため削除）
附則　令和　６年　７月　２６日一部改正（第８条利用料等内容・通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は徴収しないに変更、第１４条虐待の防止のための措置に関する事項指針を整備するとともに追加、責任者（管理者）追加、第１５条身体的拘束等に関する事項を追加、第１６条感染症の発生及び、まん延等に関する取り組みに関する事項を追加、第１７条業務継続に向けた計画等の策定に関する事項を追加、第１８条その他訪問介護に必要な研修：個人情報、プライバシー保護、倫理規定、ハラスメント防止等研修を追加、事業所は、指定居宅介護の提供に関する記録を整備し保管するを追加。）